

箕 面 市 立 保 育 所

樹木剪定業務委託仕様書

箕面市立保育所樹木剪定業務委託仕様書

1. 対象施設

「樹木害虫防除業務委託仕様書」の別紙を参照

2. 業務期間

契約書と同じ。

ただし稲保育所は、平成31年度以降に民営化を予定しており、民営化を実施する年度より委託業務対象外とし、甲と乙が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

3. 業務内容

(1) 保育所敷地内における樹木の剪定 年2回（上半期、下半期各1回）

- 剪定の程度、方法は、事前に各保育所長と協議するが、剪定に適した時期をはずさないように行い、樹木の特性に依じて徒長枝の切詰め及び込み入った枝の抜き切り、樹木の骨格づくりを行い、剪定後の生育が良好となるようにすること。
- 敷地外へ侵出する樹木、草木の剪定を行うこと。
- 電線にかかる樹木について、電線にかからないよう必要な剪定を行うこと。
- 藤棚については上部分を十分に剪定し、周りの樹木に絡むツルを除去すること。
- 剪定枝については、受託者の責任で処分すること。

(2) 保育所敷地内の樹木の施肥 年2回（上半期、下半期各1回）

- 施肥の時期は、各所長と協議のうえ適宜行うこと。
- 高木については、つぼ掘りとし、低木は表面施肥とする。
- 施肥は油かすを原則とし、受託者の負担とする。
- 使用する肥料については安全性に留意し、所長に説明のうえ確認を得てから施肥すること。

(3) 桜ヶ丘保育所芝生維持管理

- 桜ヶ丘保育所の芝生（100㎡）の維持管理（芝刈り、施肥、冬芝播種、散水時間調整）を行う。
- 芝刈りは年間約60回、施肥は年間約20回の頻度で行うこと。
- 機材は保育所の備品を使用し、肥料等の材料費及び刈りカスの処分費用は受託者の負担とする。
- 維持管理の方法、スケジュールについては、市の提示する芝生管理マニュアルに沿って行うこと。

(4) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各所長と協議のうえ決定すること。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業前と作業後の同じ位置から撮影した写真を作業終了後提出すること。